



新卒者の就職を全力で支援します — 卒業前最後の集中支援 —

- ◇厚生労働省、文部科学省及び経済産業省は、1人でも多くの新卒者が卒業までに就職できるよう、「卒業前最後の集中支援」を実施しています。
- ◇これにより、1月から2月末までで24,049人が就職（ジョブサポーターによる就職決定数）するなどの成果が出ているところですが、引き続き、ジョブサポーターによる個別支援など「卒業前最後の集中支援」に全力で取り組むとともに、卒業後も1日でも早く就職できるよう、全力で支援を行います。

新卒応援ハローワーク等で就職活動を全力で支援

新卒応援ハローワーク等においては、ジョブサポーターによる個別支援を引き続き継続するとともに、卒業後も1日でも早く就職できるよう、全力で支援を行います。

ジョブサポーターによる個別支援

大学等とジョブサポーターとの情報共有による個別支援（大学から提供を受けた支援希望者リストを使った電話による来所勧奨や求人情報の送付など）を継続するとともに、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供などのマンツーマンの支援を徹底し、1日でも早い就職を目指します。

既卒者を採用する事業主への奨励金

卒業後3年以内の既卒者を採用した事業主への奨励金（平成22年度に限り未内定者にも拡充）を活用し、未内定者・既卒者のための求人確保します。

就職面接会の追加開催

中小・中堅企業を中心に就職面接会を追加開催、企業との出会いの機会を増やします。
※3月18日～5月末に大学等卒業者向け50回、高校卒業者向け17回を予定

※ 上記の支援や新卒応援ハローワークについては、卒業後も利用可能です。
さらに、ニーズに応じて無料の職業訓練や地方公共団体による雇用創出事業も活用し、就職を支援します。

無料の職業訓練等によるスキルアップ

緊急人材育成支援事業を活用して実施される未就職卒業者向けの無料の職業訓練（※）や企業に雇用されながら生きた技能・技術を学ぶための雇用型訓練を活用し、スキルアップを支援します。

※一定の要件を満たした場合は月10万円の生活費を支給

地方公共団体による雇用創出・人材育成

地方公共団体が「重点分野雇用創造事業」（※）を活用し、未就職卒業者等の人材育成を行う場合、新卒応援ハローワーク等で、未就職卒業者とのマッチングを実施します。

※国が都道府県に交付した基金により、成長分野における新たな雇用機会創出や地域ニーズに応じた人材育成を行う事業

採用意欲のある中小企業と若年者の雇用ミスマッチ解消

ドリームマッチ プロジェクト

インターネットの活用や合同説明会を通じて、中小企業等と大学新卒者等のマッチングの機会を提供しています。今後は、就職が決まらずに卒業する方を切れ目無く支援するため、求人が充足していない参画企業とのマッチングを5月まで継続します。

新卒者就職応援 プロジェクト

就職先が決まっていない新卒者等を対象に、中小企業における長期の職場実習（いわゆるインターンシップ）を、平成22年度後半から平成23年度にかけて1万人規模で実施しております。

※これらの支援策は大学等を通じても広く周知

【事業主の皆様へ～未内定者の積極採用をお願いします～】

未内定者の採用を進めるためには、事業主の皆様の協力が不可欠です。

このため、総理が1月21日に事業主の皆様へのメッセージを出し、未内定の学生の積極採用をお願いしました。さらに、2月15日には「新卒者雇用・特命チーム」のメンバーから中小企業団体への未内定者の採用拡大要請を行い、2月16日には、高木文部科学大臣・細川厚生労働大臣・海江田経済産業大臣の連名により、主要経済団体（247団体）に未内定者の採用拡大等の要請書を発出するとともに、各地域の主要企業に対し、労働局・ハローワークを通じて要請書を送付しました。

将来ある新卒者のために、事業主の皆様のご協力をお願いします。

平成23年1月21日の「新卒者雇用・特命チーム」における総理メッセージ（抜粋）

意欲と能力のある若者が、就職できないということは、本人だけではなく、国家・社会にとっても大きな損失です。

企業の皆様には、未内定の学生のために求人をご提出いただき、積極的な採用をお願いします。

企業が未内定の方を雇いやすくするために、既卒者を採用する事業主向けの奨励金を拡充し、未内定者も特例として助成対象とすることとしました。

こうした支援策も活用いただき、未内定の学生にチャンスを与えてください。

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークにおいては、「経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に基づき、新卒者支援を進めています。

～新卒者（就職活動中の学生・既卒者）への支援を充実しました～

○全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日から「新卒応援ハローワーク」（平成23年2月14日現在56カ所）を設置しました。お気軽にご利用ください。

**【実績】 のべ175,383人（2月は50,437人）が利用、
19,952人（2月は7,400人）が就職決定（いずれも平成22年9月24日～23年2月末・速報値）**

（主な支援メニュー）

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等）
- ・臨床心理士による心理的サポート

※ 新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細かな支援

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増（928人→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））し、きめ細かな支援を行っています。

**【実績】 39,939人（平成22年9月～23年2月末・速報値。2月は14,816人）の就職が決定、
52,174人（平成22年10月～23年2月末・速報値。2月は12,027人）の求人を開拓**

（大卒就職ジョブサポーターの支援内容）

大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー、新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援（エントリーシートの作成相談、面接指導、応募先の選定など）及び求人開拓等を実施

（高卒就職ジョブサポーターの支援内容）

学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）等を実施



※実績は速報値

～3年以内の既卒者の新卒扱いの普及に取り組んでいます～

○「青少年雇用機会確保指針」を改正しました（「卒業後3年間は新卒扱い」を明記）

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」（※1）を改正（平成22年11月15日）し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、厚生労働大臣より主要な経済団体等に協力を要請しました（※2）。また、労働局・ハローワークにおいても事業主の皆様への周知を進めていきます。

※1 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

※2 平成22年11月15日に245団体に厚生労働大臣より要請書を送付

（要請書全文：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wgq1-img/2r9852000000wgut.pdf>）

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を創設しました

卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主を支援するために、平成22年9月24日にこれらの方を採用する事業主への奨励金制度を創設しました。さらに11月26日より長期に育成支援が必要な方への支援を充実させました。

【実績】 11,058人が雇用開始（平成22年9月24日～平成23年3月6日）

①3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円】

対象求人数 267,709人 トライアル雇用開始者数 9,626人 （平成22年9月24日～平成23年3月6日）

②長期に育成支援が必要な3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「既卒者育成支援奨励金」）

長期の育成支援が必要な既卒者（高校・大学等が対象）を有期雇用し、育成のうえ正規雇用に移行させる成長分野（健康、環境分野及び関連するものづくり分野）の中小企業の事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年11月26日～）【①に加え、有期雇用期間を原則3か月のOFF-JT期間を含む原則6か月に延長。さらにOFF-JT期間は各月5万円を上限に教育訓練経費の実費を上乗せ】

③新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【正規雇用から6か月経過後に100万円、1事業所1回限り】

対象求人数 35,498人 採用者数 1,432人 （平成22年9月24日～平成23年3月6日）